

## 令和7年度 第1回芽室町環境審議会

日 時：令和7年4月24日（木）15時30分～16時38分

場 所：芽室町役場2階会議室7

出 席（敬称略）：貫田 正博、稻垣 輝幸、阿部 浩、佐藤三千子、砂金 新一、  
大塚 玲奈、横田 聰、笹木 邦真、村瀬 雅道、大崎 寛、  
後藤 勝幸

欠 席（敬称略）：伊藤千香子、鈴木昭博、井上 貴明

### ■会議要旨

#### ・委員委嘱

令和7年度から新たに委員となられた笹木 邦真 氏に委嘱状を交付。

#### ・報告事項

- (1) 令和6年度環境調査結果について
- (2) 芽室町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）進捗状況について  
いずれも質疑・意見はなし。

#### ・協議事項

- (1) ごみ減量化・資源化への取組について（令和7年度実施事業）

（主な意見）

- ・ポイ捨てをされないような啓発活動や、環境整備が必要

（主な質疑）

- ・事業系ごみと家庭ごみの分別方法の違いについて

→ごみの資源化という観点から、町民の皆様にはリサイクル対象となるごみについて分別に協力いただいている。事業系ごみの資源化についても、先進事例を参考に研究を進めていく。

- ・ボタン電池の分別方法

→ごみ分別の手引きでもご案内している。電子版もホームページに掲載しているためご活用いただきたい。

- ・リチウムイオン電池の回収方法

→環境省からの通知を受け、取扱いについて研究を進める。

## （2）ゼロカーボンの取組について

### （主な意見）

- ・再エネ・省エネ機器を導入した際に、具体的にどれくらい電気料が安くなるか、などを説明してもらえば町民としても分かりやすい。

### （主な質疑）

- ・蓄電池単体は対象になるか、停電時等に防災・減災の観点からも有用と思うが。

→既設太陽光発電設備に増設する場合は対象になる。道補助制度を活用した補助制度であり、補助対象機器の自由度がない事業であることを御理解いただきたい。

## ■会議録

### 1 開 会

開催に先立ち、令和7年度から新しく環境審議会委員となられた笹木委員に委嘱状を交付。

### 2 会長挨拶

報告事項が2つ、協議事項としてごみ減量化・資源化やゼロカーボンの取組みという議題となっている、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思う。

### 3 報告事項

#### （1）令和6年度環境調査結果について

資料に基づき説明（P1～P11）

質疑・意見なし

#### （2）芽室町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）進捗状況について

資料に基づき説明（P11～P14）

質疑・意見なし

### 4 協議事項

#### （1）ごみ減量化・資源化への取組について（令和7年度実施事業）

資料に基づき説明（P15）

事務局：ごみ減量・不法投棄減少等について御意見を頂戴したい。

委 員：事業系ごみと家庭ごみでは、分別の仕方が違うが、事業系ごみもくりりんセンターに搬入されるのだったか。

事務局：そうである。

委 員：自分の職場で排出された事業系ごみの回収は、業者に依頼している。職場から出るごみは一般家庭ほど細かく分別しているわけではない。最終的に家庭ごみと同じくくりりんセンターに搬入されるのであれば、家庭ごみの分別の細かさとの整合性はどうなっているのかという疑問。いつまでも事業系ごみと家庭ごみの分別（色分け）が異なっているのは疑問に思う。

事務局：産業廃棄物以外のものは、家庭形一般廃棄物と事業系一般廃棄物に区分される。これらは、最終的には燃やすごみ、燃やせないごみに分けてくりりんセンターに運搬している。一方でごみの資源化という観点で、家庭系一般廃棄物の中でもリサイクル可能なものについては、町民の皆様に御協力をいただき、分別した上で、くりりんセンターではなく、リサイクル処理場に搬入している。事業系ごみのリサイクルについても、旭川市をはじめとした先進事例を参考に研究を進めていく考え。

委員長：十勝管内での分別は同じになっているのか。

事務局：燃やすごみ、燃やせないごみの区分はどの市町村も同じである。リサイクル可能なものについては、自治体によって廃棄物処理場の能力であったり、費用の問題で分別方法などの取扱いが異なる。十勝管内では概ね同じかと思う。

委 員：通勤時に道路を見ていると、ポイ捨てがある。町民として、ごみをなくしたいと思っている。朝の時間帯だと散歩がてらごみを拾っている方の姿を見かける。ポイ捨ては人目がない時間に捨てられると思っている。罰金などの罰則がないとポイ捨ては減らないのではと思う。他にできることとなると、草刈りなどを実施し、きれいな環境を整えて、ごみが目立つ環境を作っていくなければならないと思う。町民・行政がポイ捨ての根絶を意識して行動していくことが必要になると思っている。

委員長：クリーンアクションめむろは年2回だったか。

事務局：そうである。春のクリーンアクションめむろは、5月11日（日）実施予定である。

委 員：道路沿いなどに、お花を植えてくれているところがある。こういった景観の場所には心理的にごみを捨てにくいのではと思う。町民が捨てているというよりは、通勤等で通過していく人が捨てているのではないか。地道な清掃活動や、看板やダミーカメラなどの啓発をしていくことは必要と思う。また、ポイ捨てされたもので、身元が分かるものが出てきた際は、きちんと責任を取らせることが必要と思う。

委員長：コンビニなど業者に協力を依頼し、ごみを捨てないように啓発ポスターなどを置いてもらうなども一つの手と思う。

委員長：不法投棄のカメラは何個あるのか。

事務局：現在2つ稼働している。不法投棄が頻発する場所に設置している。

委員長：ダミーカメラはないのか。

事務局：今年度ダミーカメラと看板を購入予定であり、より効果的に抑止を図つてい  
く考えである。

委 員：事業系ごみについて、収集を依頼している事業者から分別啓発の案内が届い  
た。事業系ごみも分別が厳しくなるような内容だった。収集業者もしっかりと  
考えて回収をしてくれる方向に進んでいると感じる。事業ごみだから分別し  
なくていいという考えではなく、しっかりと分別していきたいと思っている。

## （2）ゼロカーボンの取組について

資料に基づき説明（P16～P68）

委員長：委員の皆様に啓発事業や補助事業について、意見をいただきたいと思う。

委 員：ヒートポンプ等の補助金について、電気店でも補助金を組んでいることがあ  
るが、それとは別になるのか。

事務局：別になる。例えば50万円のものを買った際に、事業者から15万円補助が出  
たとすれば、残りの自己負担35万円に対して町が補助金を出すことになる。

委 員：太陽光発電設備と聞くと大規模なものを想像するが、補助対象はどのような  
ものになるのか。

事務局：要件として10kW未満としており、自宅につけられる小型のものになる。ど  
れだけ自宅の電気容量をカバーできるかが設置の判断基準になるのではないか。

委 員：離れなどに設置して、自宅以外へ供給することも対象となるのか。

事務局：既設住宅への設置及び蓄電池とセットで設置するものが補助対象となっ  
ている。

委員長：太陽光なども実際の導入事例をもとに、導入するとこれくらい電気料が安く  
なる、ゼロカーボンに貢献できるということを具体的に説明してもらえると  
わかりやすいのではないか。資料だけ見てもなかなか分かりにくいところも  
ある。

事務局：機器購入の際には、販売事業者とも協議して購入されると思う。その点では  
補助制度について販売事業者にも理解していただく必要があると思っている。  
商工労政課で実施している住宅リフォーム等奨励事業において、機器等の設  
置実績のある事業者にも、今回の補助制度について説明する予定である。住

宅リフォーム等奨励事業と大きく異なるのは、施工・購入事業者を町内事業者に限定していないこと。これは、機器更新をもってゼロカーボンに貢献いただくことを大きな目的としているためである。

委 員：蓄電池のみの設置は対象になるのか。

事務局：既設太陽光発電設備へ接続するのであれば対象になる。

委 員：パワームーバーなど、太陽光発電以外の蓄電が可能なものもあり、防災にもつながるものもあるが、対象にはならないのか。ブラックアウトの経験から、停電時に電力供給が可能な蓄電池があると助かる。

事務局：今回の補助事業では対象とならない。防災・減災の観点で蓄電池を導入する利点は理解するが、本補助事業には財源として北海道の間接補助事業を活用していることもあり、町に補助対象を選定する自由がない事業となっていることを御理解いただきたい。

委員長：全体をとおして質問・意見はあるか。

委 員：ボタン電池の取扱いについて、以前は量販店で回収してくれたが、今は市町村の取扱いに準じてくださいと言われる。町内で回収している事業者は何か所あるのか。

事務局：3か所ある。余談になるが、ボタン電池とコイン電池の区分もややこしく、車のキーなどにつかれているのはコイン電池になる。コイン電池は乾電池と同じ取扱いになる。更新したごみ分別の手引きにも記載しており、スマートフォンからも閲覧できるため、ぜひ活用いただきたい。

委 員：リチウムイオン電池は自治体回収が主になると聞いたが、芽室町ではどのような取扱いとなるか。

事務局：環境省からの通達については、先日町でも受理したところ、今後の取扱いについては研究を進めていく。現在は、膨らんでいないものは販売店で回収してもらっており、膨らんだものなどは役場で回収している。

## 5 その他

委員報酬は5月9日（金）にお支払いする。

## 6 閉会

16:38 閉会